

駐輪場利用案内

定期券売機のない駐輪場用

対 象 小菅、新田、北春日部、大和田、
駐輪場 大宮公園、新栃木、大山、上福岡

駐輪場利用時間：24時間利用可能

※新栃木駐輪場は、平日6:30～21:00・土日祝日6:30～20:00のみ利用可能（夜間は利用できません）

定期利用

◎新規利用受付

受付期間
受付時間
利用料金
（1ヶ月・税込）

毎月20日から月末までに先着順で翌月分の定期を販売いたします。
駐輪場により異なります。（詳しくは当社ホームページでご確認ください。）
駐輪場により異なります。（詳しくは現地駐輪場内の案内看板または当社ホームページでご確認ください。）

手続方法

駐輪場窓口にて受付

- 受付時間内に駐輪場窓口にお越しください。
 - 定期利用申込書をお渡しいたします。
- ※申込受付場所は現地駐輪場窓口のみです。
予約受付はしていません。

定期利用申込書の記入

- 定期利用申込書に必要事項をご記入ください。
- ※小菅、新田第2は
学生料金がございします。お申込み時に学生証をご提示
いただきますので、ご持参ください。料金や対象となる
学年等につきましては、ホームページ等でご確認ください。

定期利用料金等のお支払い

- 定期利用料金と新規申込手数料500円をお支払いください。
- 利用約款をお渡しいたしますので、ご利用前に
必ずご覧ください。

定期利用シールの貼付

- 定期利用シールをお渡しいたします。
- 定期利用シールを自転車等の後輪泥除けカバーに
貼り、手続きは完了です。

◎更新手続き

更新期間
受付時間
手続方法

毎月20日から月末までに翌月分の定期を更新願います。
駐輪場により異なります。（詳しくは当社ホームページでご確認ください。）

- 駐輪場窓口にて、定期券カードをご提示ください。
- 定期利用料金をお支払いください。
- 係員から定期券カードをお返しするとともに、定期利用シールをお渡しいたします。
- 定期利用シールを自転車等の後輪泥除けカバーに貼り、手続きは完了です。

一時利用

※新田第2、大和田駐輪場は一時利用の取り扱いはありません。

◎利用方法

利用時間

24時間利用可能

※新栃木駐輪場は、平日6:30～21:00・土日祝日6:30～20:00のみ利用可能。(夜間は利用できません)

受付時間

駐輪場により異なります。(詳しくは当社ホームページでご確認ください。)

利用料金

(当日1回・税込)

駐輪場により異なります。(詳しくは現地駐輪場内の案内看板または当社ホームページでご確認ください。)

手続方法

駐輪場窓口にて一時利用券を購入

●窓口にて一時利用料金をお支払いください。

●係員が一時利用券を発行いたします。

一時利用券をハンドルに貼付

●一時利用券を自転車等のハンドルに貼ってください。

一時利用ゾーンに駐輪

●一時利用ゾーンに駐輪し、鍵をかけてください。

【係員不在時に駐輪されるお客様へ】

係員不在時に駐輪される場合は、お帰りの際に料金をお支払いいただきますので、一時利用ゾーンに駐輪し、必ず鍵をかけてからお出かけください。

係員が出勤後、ハンドル等に利用料金を記載した札(桃色)を貼りますので、お帰りの際に札と利用料金を窓口にお持ちください。

(係員不在の際は、札に利用料金を包み、管理事務所のポストにご投函ください。)

お願い

◎各駐輪場は、自転車・バイクの駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありませんので、駐輪場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損失等については、一切の責任を負いません。予めご了承ください。

◎駐輪の際は、必ず鍵を二重におかけください。

◎自転車等の盗難・いたずら等の被害にあわれた際は、駐輪場管理事務所に刚一報いただくとともに、最寄りの警察署・交番に届出いただきますようお願いいたします。

◎定期利用の更新手続きは、更新期間内にお手続きください。

更新期間内に更新されない場合は、その契約は期間満了の日に終了したものととなります。

東武不動産(株) パーキング事業本部

2022年3月20日

駐輪場利用約款（開放式）

（総則）

- 1 東武不動産株式会社（以下「当社」という。）が運営する駐輪場を利用する方は、この約款に記載してある事項ならびに場内に設置している当駐車場の利用方法に関する掲示、その他別途掲示された内容につき承諾のうえ利用するものとします。

（利用時間等）

- 2 当駐輪場は、24 時間解放するものとします。
- 3 駐輪場管理のための係員（以下「管理員」という。）が利用申込の受付、場内の巡回等のために勤務する時間および休日は、利用案内看板に掲示します。

（定期利用の申込等）

- 4 定期利用は毎月 20 日から月末までの間に、1 人 1 台に限って受付をします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に受付をします。

（利用手続および利用料金等）

- 5 定期利用の申込および契約の手続きは、当社の定めた方式によるものとします。
- 6 契約期間およびこれに対応する定期利用料金等は、当社の定めたところにより、利用案内看板に掲示します。
- 7 契約手続きを終えた方には、定期カードおよび定期利用シールを交付します。
- 8 定期利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が 1 ヶ月以上のものに限り、払戻しをします。

（定期利用契約の更新）

- 9 定期利用契約の更新は、期間満了月の 20 日から月末までの間に行い、翌月分料金を前払いするものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
- 10 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった場合は、特に当社の承認がない限り、その契約は、期間満了の日に終了したものとします。

（定期カード等の再交付等）

- 11 定期カードおよび定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合に限り、再交付します。
- 12 定期カードおよび定期利用シールの紛失等に起因する損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 13 利用者は、定期利用契約を解約したときは、定期カードおよび定期利用シールを返却しなければなりません。

（自転車等の盗難・破損等）

- 14 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車・バイク（以下「自転車等」という。）を預かって保管するものではありませんので、駐輪場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損失については、一切の責任を負いません。

（利用上の注意）

- 15 利用者は、管理員から定期カードの提示を求められたときは、これに応じなければなりません。
- 16 利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車等を所定の場所に正しく駐輪しなければなりません。
- 17 利用者は、定期利用シールを自転車等の見やすい位置に貼付しなければなりません。
- 18 利用者は、盗難防止のため自転車等に鍵を備えるようにし、施錠するものとします。
- 19 利用者は、盗難防止のため夜間の駐輪は避けるようにし、やむを得ない事情によって夜間の駐輪をするときは特に安全な施錠をするものとします。
- 20 利用者は、駐輪場内で、火気の使用またはごみ・汚物の散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
- 21 利用者は、故意または重大な過失によって、駐輪場施設、場内の他の自転車等または人身に損害を与えたときは、これを弁償しなければなりません。
- 22 駐輪場の利用についての不正があったときは、以後の利用を断ることがあります。
- 23 当社は、自転車整理等のため、利用者の事前の承諾なく、当駐輪場内において自転車等を動かす場合があります。
- 24 契約期間満了の後、一定期間を経過しても引取りのない自転車は、放置車両として処分します。
- 25 当社は、利用者間のトラブルや、第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害への責任は負いかねます。
- 26 当社・利用者は、駐輪場定期利用申込時および将来において、次の各号の一つにも該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、総会屋、特殊知能暴力集団等およびこれらと密接な関係を有するもの、その他反社会的勢力と認められるもの（以下合わせて「反社会的勢力」という。）。
 - (2) 反社会的勢力でなくなった日から 5 年を経過しないもの（以下「元反社会的勢力」という。）。
 - (3) 法人の場合、その株主・役員その他経営に実質的に支配するもの（以下「役員等」という。）が反社会的勢力または元反社会的勢力であること。
 - (4) 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、脅迫的行為、その他違法行為をおこなうもの。